

第 3 回 会 議 資 料

平成17年5月23日(月曜日)午後2時30分~

釧路全日空ホテル3階万葉

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

第3回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議次第

1 開 会

2 報告事項

報告第1号 釧路市・阿寒町・音別町の合併申請等について（経過報告）・・・2ページ

報告第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程の変更に関する協議について
（1）釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程・・・3ページ

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程改正の報告について
（1）釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程の一部改正につ
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
（2）釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に關
する規程の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

報告第4号 （専決処分報告）平成16年度補正予算について・・・・・・・・7ページ

報告第5号 平成16年度決算報告について・・・・・・・・8ページ

報告第6号 監査報告について・・・・・・・・12ページ

報告第7号 広報活動について・・・・・・・・13ページ

3 協議事項

議案第1号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程について・・・14ページ

議案第2号 市章の制定について・・・・・・・・16ページ

4 その他・・・・・・・・17ページ

5 閉 会

報告第1号 釧路市・阿寒町・音別町の合併申請等について（経過報告）

- 1 平成17年1月31日
「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会設置並びに規約に関する協議書」に3首長が調印し、「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」が設置される。
- 2 平成17年2月5日
第1回協議会が開催され、「新市建設計画」を除く「合併協定項目」が承認される。
- 3 平成17年2月6日～12日
3市町14会場で住民説明会が開催される。
- 4 平成17年2月25日
第2回協議会が開催され、「新市建設計画」を承認し、合併に係る全ての協議が整う。
- 5 平成17年3月3日
協議会委員の立会いのもと、合併協定書に3首長が調印する。なお、立会人署名は高橋英明釧路支庁長が行った。
- 6 平成17年3月15日
釧路市議会、阿寒町議会、音別町議会において、合併関連議案が可決される。
- 7 平成17年3月16日
合併関連議決を受け、3市町の関係協議が整う。
- 8 平成17年3月23日
廃置分合申請書を道知事（釧路支庁長対応）に届け出る。

報告第2号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程の変更に関する協議について

説明資料 1

「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程の変更に関する協議書」

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程を次のとおり変更することについて、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約に関する協議書(平成17年1月31日協議)第3に基づき協議する。

記

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程(平成17年1月31日協議)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務局次長、班長、副班長」を「事務局長補佐」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項に、第4項を第3項とする。

第4条中第2項「事務局次長」を「事務局長補佐」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

別表第1を削る。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月31日

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡音別町本町1丁目40番地

音別町

音別町長 高 野 武

(参考)

(新) 事務局規程	(旧) 事務局規程
<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、<u>事務局長補佐</u>、書記その他必要な職員を置く。</p> <p>2 第1項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、釧路市、阿寒町及び音別町(以下「関係市町」という。)の職員をもって充てる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、<u>事務局次長</u>、<u>班長</u>、<u>副班長</u>、<u>書記</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>2 <u>班の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>3 第1項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、釧路市、阿寒町及び音別町(以下「関係市町」という。)の職員をもって充てる。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。</p>
<p>(職員の職務)</p> <p>第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 <u>事務局長補佐</u>は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。</p> <p>3 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p>	<p>(職員の職務)</p> <p>第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 <u>事務局次長</u>は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。</p> <p>3 <u>班長</u>は、<u>分掌事務を総括管理し、所属する副班長、書記を指揮監督する。</u></p> <p>4 <u>副班長</u>は、<u>班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、班長の職務を代理する。</u></p> <p>5 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p>

報告第3号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会関係規程改正の報告について

説明資料 1

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程の一部改正について

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程(平成17年1月31日会長決裁)の一部を平成17年3月4日に次のように改正したので報告する。

記

第3条を次のように改める。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長において協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、補正予算を専決処分することができる。

3 前項の規定による処置については、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成17年3月4日から施行する。

(参考)

(新)財務規程	(旧)財務規程
<p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会長において協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、補正予算を専決処分することができる。</p> <p>3 前項の規定による処置については、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。</p>

説明資料 2

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成17年1月31日決定)の一部を平成17年4月1日に改正したので報告する。

記

第2条中「5,700円」を「5,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(参考)

(新)報酬及び費用弁償に関する規程	(旧)報酬及び費用弁償に関する規程
(報酬) 第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員 (以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額 <u>5,000円</u> とする。ただし、釧路市、阿寒町及 び音別町の長、助役その他常勤職員、議会議員並 びに北海道職員から選任された委員については、 これを支給しない。	(報酬) 第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員 (以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額 <u>5,700円</u> とする。ただし、釧路市、阿寒町及 び音別町の長、助役その他常勤職員、議会議員並 びに北海道職員から選任された委員については、 これを支給しない。

報告第4号 (専決処分報告) 平成16年度補正予算について

釧路市・阿寒町・音別町財務規程第3条第3項の規定に基づき、補正予算を成立させる専決処分をしたので報告する。

平成16年度 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会補正予算

歳入

(単位:千円)

科 目			当初予算額	補正額	計	備 考
款	項	目				
1	負担金		5,099	0	5,099	
	1	負担金	5,099	0	5,099	
		1 負担金	5,099	0	5,099	
2	補助金		0	3,900	3,900	
	1	補助金	0	3,900	3,900	
		1 補助金	0	3,900	3,900	北海道地域政策補助金
4	諸収入		1	0	1	
	1	諸収入	1	0	1	
		1 雑収入	1	0	1	
計			5,100	3,900	9,000	

歳出

(単位:千円)

科 目				当初予算額	補正額	計	備 考
款	項	目	節				
1	事業費			4,406	3,697	8,103	
	1	事業推進費		4,406	3,697	8,103	
		1	会議費	1,577	0	1,577	
			1 報酬	377	0	377	
			9 旅費	320	0	320	
			11 需用費	380	0	380	
			14 使用料及び賃借料	500	0	500	
		2	広報広聴費	2,829	3,697	6,526	広報誌発行経費
			11 需用費	1,793	2,692	4,485	広報誌、協議会だより印刷代
			12 役務費	476	1,005	1,481	広報誌、協議会だより新聞折込手数料
			13 委託料	560	0	560	
2	総務費			600	203	803	
	1	総務管理費		600	203	803	
		1	事務局費	600	203	803	
			9 旅費	130	203	333	先進地視察旅費
			11 需用費	300	0	300	
			12 役務費	120	0	120	
			18 備品購入費	50	0	50	
3	予備費			94	0	94	
	1	予備費		94	0	94	
		1	予備費	94	0	94	
計				5,100	3,900	9,000	

報告第5号 平成16年度決算報告について

平成16年度釧路市・阿寒町・音別町合併協議会決算を報告する。

平成16年度 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会歳入・歳出決算書

歳入

(単位:円)

科 目			予算額	決算額	増 減	備 考
款	項	目				
1	負担金		5,099,000	5,099,000	0	
	1	負担金	5,099,000	5,099,000	0	
		1 負担金	5,099,000	5,099,000	0	各市町負担金
2	補助金		3,900,000	3,900,000	0	
	1	補助金	3,900,000	3,900,000	0	
		1 補助金	3,900,000	3,900,000	0	北海道地域政策補助金
4	諸収入		1,000	1	999	
	1	諸収入	1,000	1	999	
		1 雑収入	1,000	1	999	預金利子
計			9,000,000	8,999,001	999	

歳出

(単位:円)

科 目			予算額	決算額	不用額	備 考
款	項	目				
1	事業費		8,103,000	7,445,091	657,909	
	1	事業推進費	8,103,000	7,445,091	657,909	
		1 会議費	2,027,000	1,787,453	239,547	協議会等開催経費 協議会2回
		2 広報広聴費	6,076,000	5,657,638	418,362	協議会だより・広報版発行経費
2	総務費		803,000	518,113	284,887	
	1	総務管理費	803,000	518,113	284,887	
		1 事務局費	803,000	518,113	284,887	消耗品・燃料費 他
3	予備費		94,000	0	94,000	
	1	予備費	94,000	0	94,000	
		1 予備費	94,000	0	94,000	
計			9,000,000	7,963,204	1,036,796	

歳入決算額 歳出決算額 差引残額(剰余金)
8,999,001円 - 7,963,204円 = 1,035,797円

平成16年度 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会歳入・歳出決算明細書

歳入

(単位:円)

款	科 目		予 算 額	調 定 額	決 算 額	比 較	内 訳					説 明	
	項	目					区 分	予 算 額	調 定 額	決 算 額	比 較		
1	負担金		5,099,000	5,099,000	5,099,000	0							
	1	負担金	5,099,000	5,099,000	5,099,000	0							
		1	負担金	5,099,000	5,099,000	0	構成市町 負担金	5,099,000	5,099,000	5,099,000	0	各市町負担金	
2	補助金		3,900,000	3,900,000	3,900,000	0							
	1	補助金	3,900,000	3,900,000	3,900,000	0							
		1	補助金	3,900,000	3,900,000	0	補助金	3,900,000	3,900,000	3,900,000	0	北海道地域政策補助金	
4	諸収入		1,000	1	1	999							
	1	諸収入	1,000	1	1	999							
		1	雑収入	1,000	1	999	預金利子	1,000	1	1	999	預金利子	
		計	9,000,000	8,999,001	8,999,001	999		9,000,000	8,999,001	8,999,001	999		

歳出

(単位:円)

款	科目		予算額	流用額	決算額	不用額	節					説明	
	項	目					区分	予算額	流用額	決算額	不用額		
1 事業費	1 事業推進費	1 会議費	8,103,000	0	7,445,091	657,909							
			8,103,000	0	7,445,091	657,909							
			1,577,000	450,000	1,787,453	239,547	1 報 酬	377,000	0	296,400	80,600	委員報酬 協議会 2回	
							9 旅 費	320,000	0	204,832	115,168	費用弁償 協議会 2回	
							11 需用費	380,000	500,000	861,749	18,251	消耗品費 会議資料 他 食糧費 会議用お茶	
							14 使用料及び借料	500,000	50,000	424,472	25,528	会場使用料	
							11 需用費	4,485,000	450,000	4,029,468	5,532	印刷製本費 協議会日より 1回 広報版	
							12 役員務費	1,481,000	0	1,226,020	254,980	通信運搬費 資料送付 手数料 協議会日より等配付折込料	
							13 委託料	560,000	0	402,150	157,850		

款	科目		予算額	流用額	決算額	不用額	節					説明	
	項	目					区分	予算額	流用額	決算額	不用額		
2	総務費		803,000	0	518,113	284,887							
	1	総務管理費	803,000	0	518,113	284,887							
		1	事務局費	0	518,113	284,887							
							9旅	333,000	0	248,810	84,190		普通旅費 道打合せ
							11	需用費	300,000	0	214,636	85,364	消耗品費 事務消耗品 他 燃料費 借上車両燃料 食糧費 来客用お茶 光熱水費 電気、ガス 他
							12	役員費	120,000	0	13,367	106,633	通信運搬費 資料送付代、電話料 他 手数料 振込手数料
							18	備品購入費	50,000	0	41,300	8,700	職印
3	予備費		94,000	0	0	94,000							
	1	予備費	94,000	0	0	94,000							
		1	予備費	0	0	94,000							
			94,000	0	0	94,000		94,000	0	0	94,000		
		計	9,000,000		7,963,204	1,036,796		9,000,000		7,963,204	1,036,796		

歳入決算額 歳出決算額 差引残額(余剰金)

8,999,001円 - 7,963,204円 = 1,035,797円

報告第6号 監査報告について

平成16年度本会の会計について監査を行った結果、収入・支出ともに適正であることを認めます。

平成17年5月10日

阿寒町代表監査委員 藤 村 力 ⑩

音別町代表監査委員 坪 田 優 ⑩

報告第7号 広報活動について

項 目	内 容
1 協議会だよりの発行	<p>3市町合併協議に対する住民の理解を深めるため、「協議会だより第2号」を次のとおり発行しました。</p> <p>(1) 発行日 平成17年3月28日</p> <p>(2) 体裁 A3版・両面・2つ折り、 1色刷、4ページ</p> <p>(3) 発行部数 84,000部</p> <p>(4) 配布方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全戸配布 〔 釧路市は新聞各紙への折り込み、阿寒町及び音別町は、町内会や自治会組織の協力を得て配布 〕 ・主な公共施設に据え置き
2 広報版の発行	<p>協議の整った新市建設計画及び協定項目の概要について、広報版「新市のすがた」を次のとおり発行しました。</p> <p>(1) 発行日 平成17年3月末</p> <p>(2) 体裁 A3版・両面・2つ折り、 多色刷、32ページ</p> <p>(3) 発行部数 84,000部</p> <p>(4) 配布方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全戸配布 〔 釧路市は新聞各紙への折り込み、阿寒町及び音別町は、町内会や自治会組織の協力を得て配布 〕 ・主な公共施設に据え置き

議案第1号 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程

について

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程の一部改正（案）

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程（平成17年2月5日決定）の一部を次のように改める。

記

別表（音別町の項）中「合併対策室長」を「振興課長」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 月 日から施行する。

平成17年5月23日提出

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

(参考)

別表（第3条関係）

（新）幹事会設置規程		（旧）幹事会設置規程	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
団体名	職名	団体名	職名
釧路市	助役	釧路市	助役
	総務部長		総務部長
	企画財政部長		企画財政部長
阿寒町	助役	阿寒町	助役
	総務課長		総務課長
	まちづくり推進課長		まちづくり推進課長
音別町	助役	音別町	助役
	総務課長		総務課長
	振興課長		合併対策室長

議案第 2 号 市章の制定について

新市の市章は、現在の釧路市の市章とする。

平成 17 年 5 月 23 日提出

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会
会長 伊 東 良 孝

【参 考】

○合併協定書（抜粋）

22 慣行・顕彰の取扱い

「3 市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整する。
また、合併時までに市章を、合併後 1 年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・
鳥等を定める。」

○3 市町の市町章

釧路市	阿寒町	音別町
 <p>(大正9年制定)</p> <p>市章の由来</p> <p>外側の星は北極星を、内側の円はクシロを意味する腕輪を表し、北海道を象徴する北極星に囲まれ、釧路市が栄えることを祈って作られています。</p>	 <p>(昭和27年制定)</p> <p>町章の由来</p> <p>阿寒の「ア、カ、ン」を組み合わせ図案化し、輪（円形）と翼を形どったもの。輪は、町民の融和と団結を表現、翼は、将来の発展雄飛を表徴しています。</p>	 <p>(昭和40年制定)</p> <p>町章の由来</p> <p>「オ」の 2 文字を組み合わせたもので、町の 3 大産業「農業(COAL)の C を円に蔵し、オとンを以て林業を木で現し、円内は大地で農業を意味します。 オの一部とンの円形にして円満なる町民親和を、中心は鋭く天を射して限りなく前進する町勢の発展と末広がりを表現しています。</p>

その他